

貿易関係証明手数料等改定のお知らせ

令和7年4月1日より

当所では、令和7年4月1日より、下記のとおり、貿易関係証明発給手数料等の料金改定を行ないます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【価格】

(消費税10%込)

	当 所 会 員		当 所 非 会 員	
	現 行	改 定 後	現 行	改 定 後
貿易関係証明発給手数料 (1件)	880円	1,100円	1,760円	2,200円
申請事業所登録・更新手数料 (1社)	0円	0円 (変更なし)	0円	11,000円 (※)

○令和7年4月1日発給分より改定となります。

(※)2年毎の更新時にも手数料が必要となります。

○料金の改定について、ご不明な点等があればご連絡ください。

(連絡先) 松阪商工会議所 総務課

☎ 0598-51-7811